

愛川町森林整備計画の策定に当たり、パブリック・コメント手続を実施しなかった理由

森林法において、市町村はその区域内にある都道府県森林計画の対象となっている民有林につき、5年ごとに当該民有林の属する森林計画区に係る都道府県森林計画の計画期間の始期を市町村森林整備計画の計画期間の始期とし、10年を一期とする市町村森林整備計画を立てなければならないとされております（現行の愛川町森林整備計画の計画期間は、平成15年4月1日～平成24年3月31日。今回策定する森林整備計画の計画期間は、平成20年4月1日～平成30年3月31日）。

平成19年12月下旬に神奈川地域森林計画が樹立される予定となっており、これに合わせ愛川町森林整備計画を策定するもので、本計画は農林業分野の基本的な計画であるため、パブリック・コメント手続の対象となる計画であります。本計画の策定にあたっては、森林法第10条の5第5項の規定により縦覧等の手続が義務付けられていることから、愛川町自治基本条例第19条第2項第1号の規定を適用し、パブリック・コメント手続を実施しないこととし、同項後段に規定する実施しなかった理由をお知らせするものです。